

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)
当たるとの翌日

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産課)
- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定 (児童家庭課)
- 保険医療機関の指定 (保険課)
- 保険医等の登録 (〃)
- ふ化業者の登録 (畜産課)
- 土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の決定 (〃)
- 土地改良事業の工事の完了 (〃)
- 保安林の指定予定 (二件) (造林課)
- 保安林の指定の解除予定 (五件) (〃)
- 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の改正 (水産課)
- 開発行為に関する工事の完了 (三件) (都市計画課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)
- ◇ 公 告 砂利採取業務主任者試験の合格者 (河川課)
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

鳥取県職員採用初級試験の実施
鳥取県警察官採用試験の実施

公布された規則のあらまし

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 経営等改善資金のうち漁ろう作業省力化機器等設置資金の貸付限度額を現行「二百九十万円」から「四百万円」に引き上げることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十一号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の項2中「二百九十万円」を「四百万円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行日前に貸付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百七十七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 田 次

| 指定番号 | 種 別 | 題 名 | 行 号 | 発 行 所 | 類 別 | 表示された発 |
|------|----------------|-------------------------|--------------------------|----------|-----|-----------------|
| 4153 | 雑誌その他の の刊行物 | 春咲浪漫 | ISBN 4646-28 -BX35 | エヌケーター出版 | | |
| 4154 | " | イエスだきしめて | | | 雑誌 | AW-17 |
| 4155 | " | CANDY | | | 雑誌 | BP-9L |
| 4156 | " | SPECKLE 創刊4 | | | 雑誌 | HM-9L |
| 4157 | " | FREAK | | | 雑誌 | ST-9L |
| 4158 | " | 梅スキヤンダル | | | 雑誌 | 307B-06 |
| 4159 | " | 月刊 Heni 4月号 | | | 雑誌 | 792 |
| 4160 | " | ソチイブレス 4月号増刊 投稿兼号ボーン | | | 雑誌 | 7-4 F08340-社 |
| 4161 | " | アップル通信 5月号 | | | 雑誌 | 0155 |
| 4162 | " | おたのしみ生撮女子高生 5月号 | | | 雑誌 | 0211 |
| 4163 | " | オレソシ通信 5月号 | | | 雑誌 | 0211 |
| 4164 | " | セクシーアクシオン 5月号 | | | 雑誌 | 0551 |
| 4165 | " | ザ・ビックMAGAZINE 9月号 | | | 雑誌 | 1405 |
| 4166 | " | BACHELOR 9月号 | | | 雑誌 | 0753 |
| 4167 | " | おげちやう1女教師 3 | | | 雑誌 | 5161 |
| 4168 | " | お元気クリニック 4 | | | 雑誌 | 5161 |
| 4169 | " | 愛という名の欲望 | | | 雑誌 | 0-93 |
| | | | | | なし | |
| | | | | | | 久保書店 |

| | | | | |
|------|---|----------------|--------------------|--------|
| 4170 | " | いかせてあげる | なし | 久保書店 |
| 4171 | " | いちご妖精 | なし | 久保書店 |
| 4172 | " | AVエンジェル | なし | 久保書店 |
| 4173 | " | 思いっきりラブ・シャワー | なし | 久保書店 |
| 4174 | " | 夢であいましょう | なし | 久保書店 |
| 4175 | " | 南の島の天使ホットホックリス | 雑誌 51817 1-6 | 限巳出版 |
| 4176 | " | あやのセンセーション | 雑誌 5321 1-45 | 司書房 |
| 4177 | " | 世紀末のプリンス | 雑誌 5321 1-42 | 司書房 |
| 4178 | " | 聖子先生にお願い! | 雑誌 5321 1-82 | 司書房 |
| 4179 | " | LIBERAL BOY | 雑誌 5321 1-56 | 司書房 |
| 4180 | " | おまかせナイトタイム | 雑誌 5541 1-66 | 東京三世社 |
| 4181 | " | 微熱DAYS | 雑誌 5211 2-23 | 東京三世社 |
| 4182 | " | まじかるマーマレード | 雑誌 5211 2-40 | 東京三世社 |
| 4183 | " | 恋のピギナーズ・クリニック | なし | 日本出版社 |
| 4184 | " | トット俱樂部 | 雑誌 5775 0-11 | 富士美出版 |
| 4185 | " | あの娘とHチャンス | なし | フランス書院 |

鳥取県告示第五百七十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|---------------|------------|
| 面谷外科医院 | 鳥取市吉方温泉四丁目三一五 | 平成三年七月十六日 |
| 松本歯科医院 | 倉吉市住吉町五八 | 平成三年七月二十日 |
| 北尾医院 | 米子市福市一七〇一五 | 平成三年七月二十五日 |
| 加藤医院 | 八頭郡用瀬町大字用瀬三八二 | 平成三年七月二十六日 |
| 豊川齒科医院 | 鳥取市古海七二六一 | 平成三年七月三十一日 |

鳥取県告示第五百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|-------|-----------|-----------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 吉岡輝彦 | 鳥医第四、三二四号 | 平成三年七月十二日 |
| 熊田真樹 | 鳥医第四、三二五号 | " |
| 中村由美子 | 鳥薬第七八六号 | " |
| 景井美子 | 鳥薬第七八七号 | " |

鳥取県告示第五百八十号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 登録番号 | 登録年月日 | ふ化業者の名称及び住所 | ふ化場の名称及びその所在地 |
|------|----------|-------------------------------|----------------------------------|
| 第一号 | 平成三年八月一日 | 山陰食鶏農業協同組合 西伯郡淀江町大字中間一七 | 山陰食鶏農業協同組合野卵場 西伯郡淀江町大字中間六〇八 |
| 第二号 | " | 鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取市末広温泉町七二四 | 鳥取県経済農業協同組合連合会鳥取種鶏場 鳥取市賀露町一七六 |

鳥取県告示第五百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり溝口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

| 理事 | 氏名 | 住所 |
|----|------|---------------|
| " | 入江甚一 | 日野郡溝口町金屋谷一〇二三 |
| " | 影山博人 | " 六九〇 |
| " | 入江真人 | " 六三九 |
| " | 影山捷 | " 一〇一九 |
| " | 圓山利郎 | 宮原三九五 |

| | | | |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 橋谷鎮夫 | 四三二 | 橋谷鎮夫 | 四三二 |
| 圓山幸人 | 四三〇 | 圓山幸人 | 四三〇 |
| 大橋久幸 | 父原二二八 | 大橋久幸 | 父原二二八 |
| 谷口恭之 | 二二〇 | 谷口恭之 | 二二〇 |
| 細田利彦 | 古市六〇 | 細田利彦 | 古市六〇 |
| 山根学 | 中祖七四 | 山根学 | 中祖七四 |
| 赤井政司 | 白水一三三 | 赤井政司 | 白水一三三 |
| 松原保昭 | 一四一 | 松原保昭 | 一四一 |
| 山中保 | 宇代三六五 | 山中保 | 宇代三六五 |
| 岡徳住 | 一六五 | 岡徳住 | 一六五 |
| 監事 安藤正義 | 日野郡溝口町古市四五九 | 監事 安藤正義 | 日野郡溝口町古市四五九 |
| 入江隆 | 金屋谷六五九 | 入江隆 | 金屋谷六五九 |
| 大江智紀 | 宮原一〇五 | 大江智紀 | 宮原一〇五 |
| 篠村健司 | 宇代三七五 | 篠村健司 | 宇代三七五 |

平成三年三月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

| | | | |
|---------|---------------|---------|---------------|
| 理事 入江甚一 | 日野郡溝口町金屋谷一〇二三 | 理事 入江甚一 | 日野郡溝口町金屋谷一〇二三 |
| 影山博人 | 六九〇 | 影山博人 | 六九〇 |
| 羽田淳 | 九六一 | 羽田淳 | 九六一 |
| 影山捷 | 一〇一九 | 影山捷 | 一〇一九 |
| 圓山利郎 | 宮原三九五 | 圓山利郎 | 宮原三九五 |
| 橋谷鎮夫 | 四三二 | 橋谷鎮夫 | 四三二 |
| 圓山幸人 | 四三〇 | 圓山幸人 | 四三〇 |

| | | | |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 大橋久幸 | 父原二二八 | 大橋久幸 | 父原二二八 |
| 谷口恭之 | 二二〇 | 谷口恭之 | 二二〇 |
| 細田利彦 | 古市六〇 | 細田利彦 | 古市六〇 |
| 山根学 | 中祖七四 | 山根学 | 中祖七四 |
| 赤井政司 | 白水一三三 | 赤井政司 | 白水一三三 |
| 松原保昭 | 一四一 | 松原保昭 | 一四一 |
| 山中保 | 宇代三六五 | 山中保 | 宇代三六五 |
| 岡徳住 | 一六五 | 岡徳住 | 一六五 |
| 田渕章人 | 岩立五四六 | 田渕章人 | 岩立五四六 |
| 深田博道 | 五四一 | 深田博道 | 五四一 |
| 監事 安藤正義 | 日野郡溝口町古市四五九 | 監事 安藤正義 | 日野郡溝口町古市四五九 |
| 入江隆 | 金屋谷六五九 | 入江隆 | 金屋谷六五九 |
| 大江智紀 | 宮原一〇五 | 大江智紀 | 宮原一〇五 |
| 篠村健司 | 宇代三七五 | 篠村健司 | 宇代三七五 |

平成三年三月三十一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業加勢蛇西地区農業用排水農道舗装及び暗きよ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百八十三号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | |
|-----------------------|-----------|
| 土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
| 県営ほ場整備事業下蚊屋地区第四工区ほ場整備 | 平成三年七月二十日 |

鳥取県告示第五百八十四号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二二三

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として、伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林

法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町榎市字堂坂五六八、五七一、五七九

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字上ミノ山八五八の一、八五九の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ミノ山八五八の一・八五九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字瀧ノ上一二四五の二、一二四七、赤碓町大字宮木字細見谷頭一二、一四、字刈山九五の一、九五の二、九六、大字中村字本谷東平中五四の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字細見谷頭一四（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字瀧ノ上一二四五の二、一二四七、字刈山九五の一、九五の二、九

六

四1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字下ノ谷一一五三の一、一一五四から一一五

八まで、一一五九の一、一一五九の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字下ノ谷一一五八、一一五九の一(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二二四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字山田字戯獅谷五四二の四、五四四の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第五百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字奴田山一六七の二二から一六七の一四まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字ヲイコ谷八四一の四八、八四一の四九、八四
一の七六から八四一の八一まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町霞字大鎌谷五〇四の四・字牛ノ尾五〇一の九(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百九十一号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準(昭和五十五年一月鳥取県告示第六十一号)の一部を次のように改正し、平成三年八月六日から施行する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項中「カラーリーダー」を「リーダー」に改め、同表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄中七の次に次のように加える。

八 放電式集魚灯

九 漁業用クレーン

第一経営等改善資金の表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付限度

額の欄中「巻き取りウインチを設置する場合にあつては一台につき七十万

円」の下に、「放電式集魚灯を設置する場合にあつては一台につき二百万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては一式につき四百万円」を加える。

鳥取県告示第五百九十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年八月三十一日 鳥取県指令受都計三一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字大島及び字大島赤田(第一工区分)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土健英

鳥取県告示第五百九十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年二月十二日 鳥取県指令受都計三一二第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字彦左エ門道下、字彦左エ門灘道東及び字矢倉灘道西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市河崎六九九

株式会社エーディーエムプロジェクト

代表取締役 矢曳 修

鳥取県告示第五百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月一日 鳥取県指令受都計三一二第二十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町西二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市伏野一七七九

福原洋一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年八月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

| 遊技機の種類 | 型 式 | 製 造 者 名 |
|---------|----------|---------|
| ばちんこ遊技機 | パラボックスII | 株式会社平和 |
| 〃 | ニフューカー | 〃 |

公 告

平成3年7月31日に実施した平成3年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成3年8月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

田 村 正 彦 中 野 孝 幸 野 田 辰 美
 河 上 安 廣 尾 崎 一 敏 福 田 直 廉
 岩 本 善 勝 河 村 昭

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を
 次のとおり開催する。

平成3年8月6日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受

けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

| 区分 種別 | 日 時 | 場 所 | 受講対象者 |
|----------|--------------------------------------|------------------------------------|--|
| 初心者講習 | 平成3年9月11日 午前10時30分から 午後4時00分まで | 米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室 | 倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者 |
| | 平成3年9月3日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室 | 米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者 |
| | 平成3年9月6日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室 | 浜村、倉吉及び八 橋の各警察署の管 内に居住する者 |
| 講習 | 平成3年9月20日 午後1時30分から 午後4時00分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 大会議室 | 岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者 |

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の

用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）

第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成3年8月6日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成3年度鳥取県職員採用初級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

| 試験の区分 | 採用予定者数 | 第二志望可能な試験の区分 |
|-------|--------|--------------|
| 一般事務 | 10名程度 | — |
| 学校事務 | 20名程度 | 警察事務 |
| 警察事務 | 1名程度 | 学校事務 |

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職
知事又は教育委員会の事務部局、市町村立小・中学校、警察等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 117,300 円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格
受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

| 試験の区分 | 受 験 資 格 |
|-------|------------------------------|
| 一般事務 | 昭和45年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者 |
| 学校事務 | 昭和43年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者 |
| 警察事務 | |

6 第一次試験
(1) 試験種目
教養試験（多枝選択式）及び適性試験（多枝選択式）
(2) 試験の期日
平成3年10月6日（日）

(3) 試験の場所
鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112
鳥取県立米子西高等学校 米子市大谷町200
(4) 第一次試験合格者の発表
平成3年10月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。

7 第二次試験
(1) 試験種目
作文試験、面接試験、適性検査及び身体検査とし、面接試験は個別面接により行う。
(2) 試験の期日及び場所
平成3年11月上旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表
平成3年11月中旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法
試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続
(1) 受験申込書の交付
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、

八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。

(2) 受験の申込み
受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間
ア 申込受付期間

平成3年8月6日(火)から同年9月6日(金)まで。

なお、郵送による申込みは、平成3年9月6日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

8時30分から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日並びに第2土曜日及び第4土曜日は、受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)

第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成3年8月6日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成3年度鳥取県警察官採用(9)試験

2 採用予定者数

5名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として、給料月額132,400円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和39年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの(当該大学若しくは学校を平成4年3月31日までに卒業する見込みのものを含む。)以外の者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

- (1) 試験種目
教養試験（多肢選択式）及び作文試験
- (2) 試験の期日
平成3年9月16日（月）
- (3) 試験の場所
鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112
鳥取県立米子西高等学校 米子市大谷町200
- (4) 第一次試験合格者の発表
平成3年10月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。
- 7 第二次試験
- (1) 試験種目
面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査
なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。
- (2) 試験の期日及び場所
平成3年11月上旬に鳥取市において行う。
- 8 最終合格者の発表
平成3年11月中旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。
- 9 採用候補者名簿及び採用方法
採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、

この名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

平成3年8月6日（火）から同年9月6日（金）まで。

なお、郵送による申込みは、平成3年9月6日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

8時30分から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日並びに第2土曜日及び第4土曜日は、受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

| 検査項目 | 基 準 |
|---------|---|
| 身長 | 160センチメートル以上であること。 |
| 体重 | 47キログラム以上であること。 |
| 胸 囲 | 78センチメートル以上であること。 |
| 視 力 | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。 |
| 弁 色 力 | 正常であること。 |
| 聴 力 | 正常であること。 |
| 一般内科系検査 | 正常であること。 |
| 四肢の運動機能 | 職務遂行に支障のないこと。 |